

件名：新型コロナウイルス感染症（非常事態宣言の1ヶ月間の延長）

<ポイント>

- 10日、ベネズエラ政府は、非常事態宣言を1ヶ月間延長すると発表しました。
- この延長により、現在行われている社会的集団隔離等が継続します。また、13日からの緩和策について、地域によって3つのレベルを定めたと発表しました。
- 12日、ベネズエラの航空当局は、商用便の運航制限を、8月12日まで30日間延長すると発表しました。引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止となります。

<本文>

1 10日、ベネズエラ政府は、ベネズエラ全土で実施している新型コロナウイルス対策の非常事態宣言を、1ヶ月間延長すると発表しました。

2 この延長により、現在行われている社会的集団隔離による州や市をまたいだ移動の制限や、商業施設の業務制限、外出規制等が、継続することとなります。また、感染拡大を防止するため、ベネズエラ政府は、13日からの7日間の緩和策について、以下のとおり、地域によって3つのレベルを定めたと発表しました。

(1) レベル1：スリア州全土、メリダ州の一部、スクレ州の一部、国境沿いの市町村については、食料、医療、薬局等必要最低限の分野のみ活動できます。

(2) レベル2：カラボボ州、トルヒージョ州、メリダ州、タチラ州、アプレ州、ポリバル州、アラグア州、ミランダ州、スクレ州、ファルコン州、アンソアテギ州、ヤラクイ州、カラカス首都区については、レベル1に加えて、建設、銀行、修理業、歯科医療等の10の分野において活動できます。

(3) レベル3：アマソナス州、バリーナス州、コヘーデス州、デルタ・アマクロ州、グアリコ州、ララ州、モナーガス州、ヌエバ・エスパルタ州、ポルトゲッサ州、ラ・グアイラ州については、レベル2に加えて、24の経済分野において活動できます。

3 12日、ベネズエラの航空当局は、商用便の運航制限を、8月12日までの30日間延長するとのコミュニケを発表しました。これにより、各航空会社も、現在各社で設定している運航停止期間を延長することが想定され、引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止が継続されます。在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、出国や越州が困難になっている等の問題に直面されている場合は、当館まで御一報願います。

4 (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、12日までの累計で、症例数が9,465名、死亡者数が89名、治癒数が2,671名と発表しています。

(2) 7月に入り、1日当たりの新規感染者数が過去最大を次々に更新しており、その多くは市中感染となっていることから、国内での感染が広がっています。

(3) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も重要です。

・手洗いの励行

- ・マスクや手袋の着用
  - ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。
- (4) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

[https://drive.google.com/file/d/146\\_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view](https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view)

(5) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

(6) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>